

西目屋村地域防災計画修正の概要

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により西目屋村地域防災計画を修正した。

修正の概要は下記のとおり。

1. 計画修正の趣旨

西目屋村防災会議は、昭和45年に西目屋村地域防災計画を作成して以来、これに検討を加え、必要に応じて修正を行ってきたところであるが、先般の東日本大震災からの教訓をもとに、国の防災基本計画及び青森県地域防災計画の修正を災害対策全般にわたり行ったことに伴い、西目屋村地域防災計画においても、国及び県と防災計画の整合性を図るため修正し、更なる連携・協力体制を構築するものである。

2. 計画修正の主な内容

【計画の全面的な改訂】

西目屋村地域防災計画は、平成14年に全面改正を行っているが、津軽ダム建設工事に伴う水没地域住民の移住や建設用道路の整備等により、村の地域構造等が大きく変わり続けている。

また、近年になり、これまで見られなかった局地的豪雨等による災害の増加、そして、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、その被害が甚大で、かつ広範囲にわたるものであったことから、災害対策基本法その他の関係法令が改正され、また、国の防災基本計画及び青森県地域防災計画が修正されたことを受け、平成25年度において全面的な修正に向けて見直しを行い、同年度中に修正・完成する予定であったが、平成26年4月に役場組織の再編が行われたことにより再度見直しを行った。